

ブロックプラットフォームサウンディング実施要項

平成29年11月作成

平成30年5月変更

令和2年7月変更

1. 本要項について

ブロックプラットフォームは、PPP/PFIに関心のある産官学金のメンバーが交流するネットワークを構築し、そのネットワークを使ってPPP/PFIの案件形成の初期段階からの進捗を図り、ブロックにおけるPPP/PFIの案件形成を促進することを目的としている。

その中でも特に、自治体の事業発案から事業化検討の段階において、民間事業者等からのアイデアを取得するサウンディングを行うことがPPP/PFIの案件形成には有効であることから、ブロックプラットフォームを活用しながら、サウンディングを実施する手順を実施要項として整理した。

2. 定義

事務局：ブロックプラットフォームのサウンディングに係る事務を担当する国土交通省総合政策局社会資本整備政策課及び当該事務の受託者。

相談者：サウンディングに案件を登録し、民間事業者から助言・提案を受ける自治体等（官）。

参加者：サウンディングに参加し、自治体等が登録した案件に対し助言・提案をする民間事業者（産・金）。

傍聴者：サウンディングを傍聴する自治体等又は学識経験者（官・学）。

3. サウンディングについて

(1) サウンディングの対象範囲

内閣府、総務省、国土交通省では平成28年10月に「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」（以下、「運用ガイド」という。）を取りまとめ、サウンディングの具体的な実施方法についての先進事例を整理している。運用ガイドにおいては、サウンディングの実施タイミングとして、①事業発案時の官民対話^{*1}、②公募条件検討時の官民対話^{*2}の二つを挙げている。ブロックプラットフォームで取り扱うサウンディングも基本的にはこの二つのサウンディングを対象とする。

一方で、運用ガイドで紹介しているサウンディングが、自治体が独自で開催し、民間事業者の助言・提案を非公開の場で1対1で聴く閉鎖型サウンディングを想定しているのに対し、ブロックプラットフォームのサウンディングは公開の場で行う開放型サウンディングを想定している。どちらの場合も案件に対する民間事業者の助言・提案を得ることができるという点は共通であるが、閉鎖型サウンディングは、民間事業者から組織としての助言・提案をより具体的に受けることができるというメリットがある一方で、開放型サウンディングは、民間事業者から必ずしも組織としてではなく専門家としての助言・提案を受け、参加者間でその助言・提案を共有しながら議論を深めることができるというメリットがある。開放型サウンディングでは、民間事業者の助言・提案が公表できる範囲に限られるため、サウンディング案件としては、助言・提案の自由度が高い事業発案段階のものが適していると考えられる。

なお、ブロックプラットフォームのサウンディングと自治体独自のサウンディングはいずれも任意であり、いずれか片方だけを実施することも、両方を実施することも可能である。

- ※1 事業発案段階より、市場性の有無やアイデアを把握するもの。
- ※2 公募要項の作成に際し、事業者の参加意向や事業者がより参加しやすい公募条件を把握するもの。

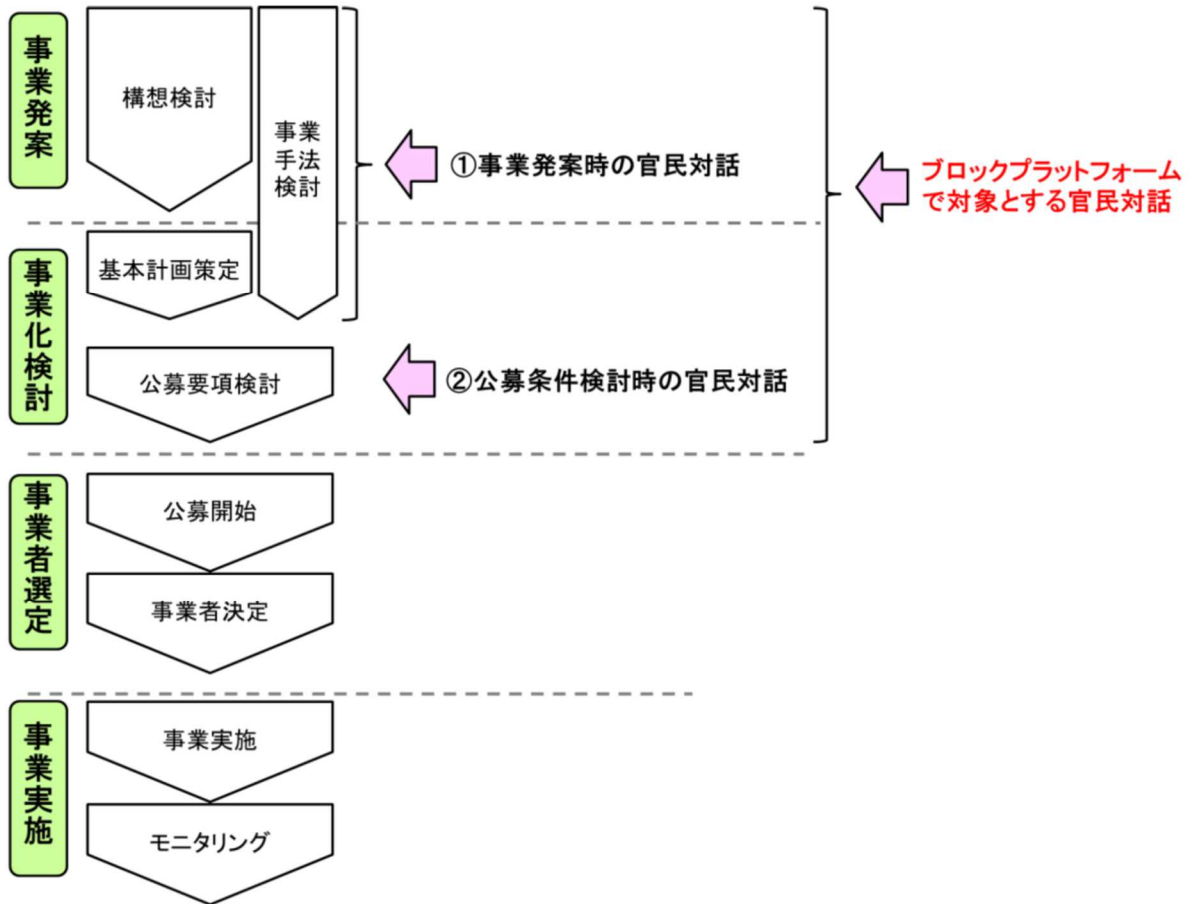


図1 サウンディングの対象範囲

(2) サウンディング開催までの流れ (図2、表1)

i) 案件募集

事務局から、報道発表または都道府県を通じてブロック内の全自治体に案件募集の案内を送付し、サウンディングを希望する案件を募集する。サウンディングを希望する自治体は、案件登録様式(別紙1)を記入し、事務局に案件を登録する。

ii) 開催案内・参加者の募集

事務局は、サウンディング登録案件を取りまとめ、サウンディングの開催案内をホームページで公表し、参加者を案件ごとに募集する。プラットフォームメンバーに対しては開催案内をメールで情報提供する。また、都道府県を通じブロック内の全自治体に対しても開催案内を情報提供する。

相談者は、できるだけ多くの参加者を集めるために、プレスリリース等の広報活動を行うものとする。

iii) 事前質問

サウンディング案件に対する事前質問期間を設け、質問がある民間事業者は質問票(別紙2)を記入し、事務局に送付する。事務局は、案件を登録した相談者に確認し、質問について回答する。

iv) 参加者申し込み

サウンディングへの参加を希望する民間事業者は、エントリーシート(別紙3)を記入し、事務局に申し込みをする。

v) 傍聴者申し込み

傍聴者として参加を希望する自治体又は学識経験者は別途事務局に参加登録する(民間事業者の傍聴者申し込みは想定していない。)

vi) プログラム作成

事務局は、参加者及び傍聴者の申し込み状況を踏まえ、サウンディングのプログラムを作成する。参加者の申し込みが少ない案件については、事務局がプラットフォームメンバーの民間事業者と調整の上、事務局推薦の民間事業者を割り当てる(図3)。

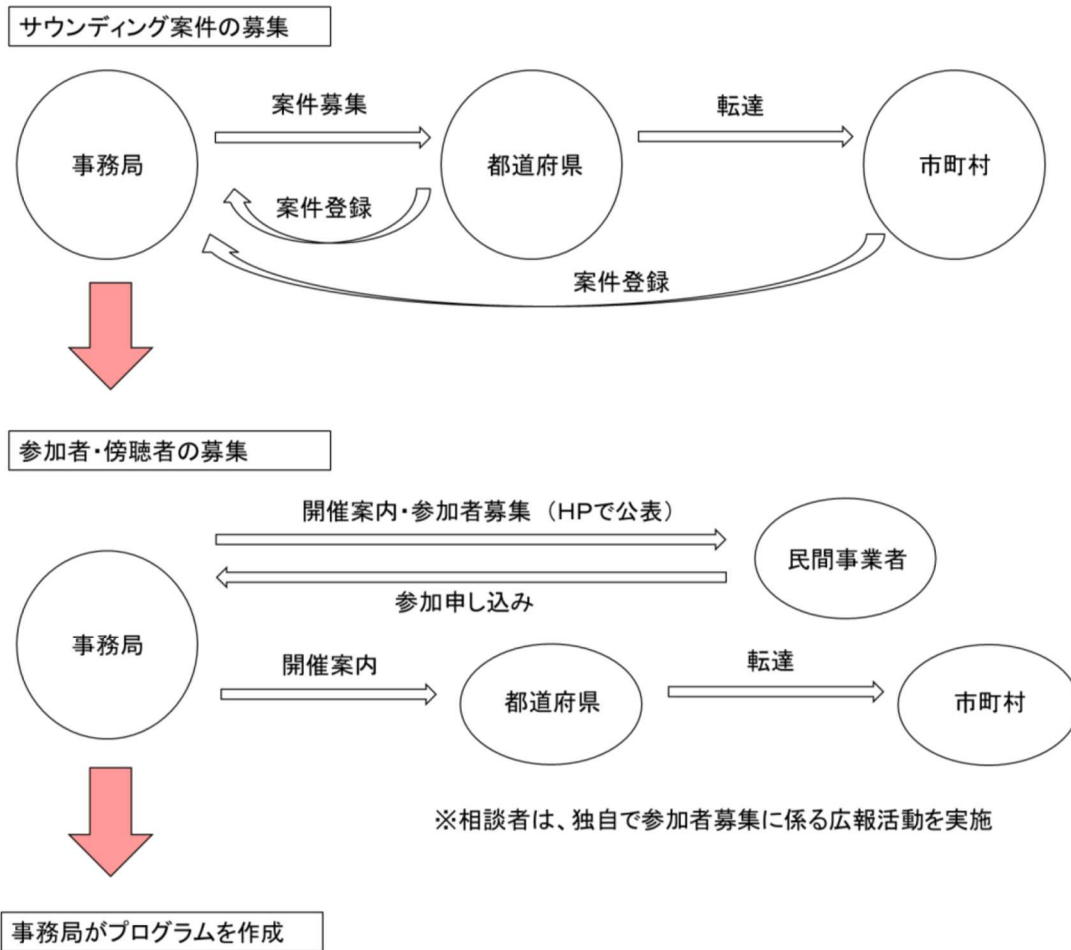


図2 サウンディング開催までの流れ

表1 サウンディング開催までのスケジュール

時期	内容
開催3ヶ月前	・サウンディング案件の募集
開催1ヶ月半前	・サウンディング案件 ・サウンディング開催案内の公表 ・参加者、傍聴者の募集 ・事前質問の受付
開催1ヶ月前	・事前質問への回答
開催3週間前	・参加者、傍聴者の申込み締切り ・サウンディングプログラムの作成、送付
開催1週間前	・サウンディング当日の案件説明資料の提出

					平成〇〇年〇月〇日(〇)
					場所: 〇〇
部屋番号	A	B	C	D	E
サウンディング 前半パート 〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇	〇〇市 (案件名)	〇〇町 (案件名)	〇〇村 (案件名)	〇〇県 (案件名)	〇〇市 (案件名)
	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①
	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②
	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③
	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④
	民間事業者⑤	民間事業者⑤	民間事業者⑤		民間事業者⑤
	民間事業者⑥	民間事業者⑥	民間事業者⑥		
	民間事業者⑦	民間事業者⑦			
		民間事業者⑧			
		民間事業者 7社 参加者 12名	民間事業者 8社 参加者 10名	民間事業者 6社 参加者 9名	民間事業者 4社 参加者 7名
〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇	休憩・移動				
サウンディング 後半パート 〇〇:〇〇 ~ 〇〇:〇〇	〇〇市 (案件名)	〇〇町 (案件名)	〇〇村 (案件名)	〇〇県 (案件名)	〇〇市 (案件名)
	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①	民間事業者①
	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②	民間事業者②
	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③	民間事業者③
	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④	民間事業者④
	民間事業者⑤	民間事業者⑤	民間事業者⑤	民間事業者⑤	民間事業者⑤
	民間事業者⑥	民間事業者⑥			民間事業者⑥
	民間事業者⑦	民間事業者⑦			
	民間事業者⑧	民間事業者⑧			
		民間事業者⑨			
	民間事業者⑩				
	民間事業者 8社 参加者 12名	民間事業者 10社 参加者 14名	民間事業者 5社 参加者 10名	民間事業者 5社 参加者 6名	民間事業者 6社 参加者 7名
					※ 網掛け は民間事業者の希望と関係なく事務局が割り当てた事業者

※別途、傍聴者リストを作成

図3 サウンディングのプログラムイメージ

(3) サウンディング当日の流れ (図4)

サウンディングごとに相談者と参加者が同席するテーブルを設置し、サウンディングを実施する。サウンディングの進行は、原則として、事務局が配置するファシリテーターが行うものとするが、相談者からの希望があれば、ファシリテーターを配置せず、相談者が自ら進行を行うことができるものとする。傍聴者は、傍聴席でサウンディングを傍聴する。

事務局は、サウンディングごとに参加者及び傍聴者のリストを作成し、配布する。

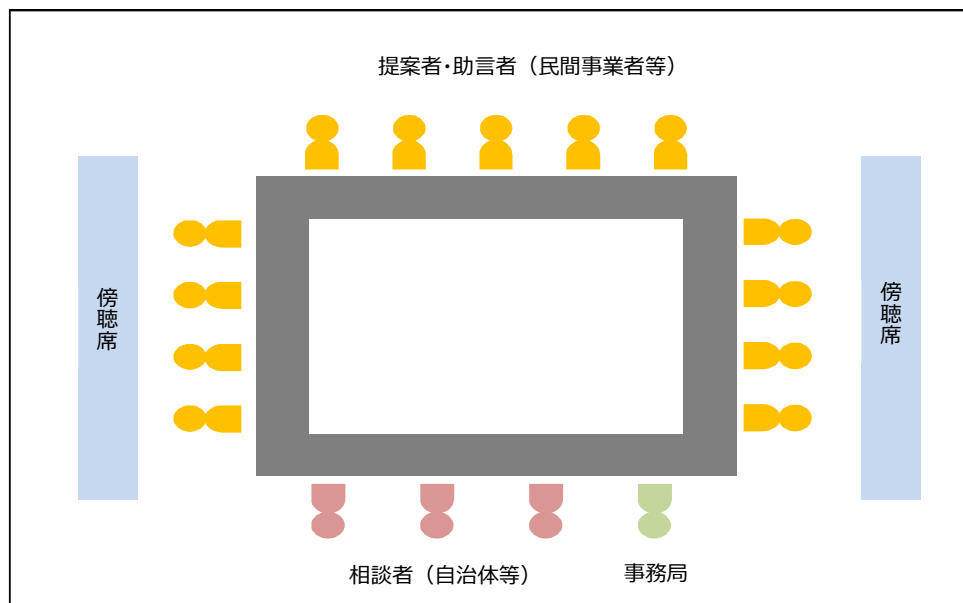


図4 サウンディングブースのイメージ

(4) その他

i) サウンディング結果の利用

ブロックプラットフォームのサウンディングで得た助言・提案については、民間事業者を公募して実施しているため、閉鎖型サウンディングを実施した場合と同様に、その後の事業化検討に利用できる。

ii) 情報の取り扱い

ブロックプラットフォームのサウンディングは公開で行うため、相談内容や助言・提案内容を含め、全ての情報を公開情報として扱う。